

# 建設工事等の遠隔臨場に関する試行要領（案）

## 1 目的

島根県総務部、農林水産部及び土木部が発注する建設工事及び設計・測量・調査等業務（以下「建設工事等」）において、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から遠隔臨場システム等を介して、現場立会やリモート協議等を行うこと（以下「遠隔臨場」という）で受発注者の業務効率化を図るために、必要な事項を定める。

## 2 対象工事等

建設工事等のうち、受発注者で事前協議のうえ、受注者が希望するものとする。

## 3 適用の範囲

本試行要領は、「島根県公共工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める「立会」（以下「立会等」という）ならびに受発注者間で行う協議、打合せ及び報告（以下「協議等」という）を実施する場合に適用する。

官舗工事においては、国土交通省大臣官房官庁官舗部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「建築物解体工事共通仕様書」の1章等の用語の定義に定める「監督職員の立会い」等及び建築コンサルタント業務における「公共建築設計業務委託共通仕様書」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書」第1章等の用語の定義に定める「協議」ならびに立会等を実施する場合に適用する。

なお、現場不一致、事故等の報告時の活用を妨げるものではない。

## 4 実施方法

### （1）事前協議

受発注者で遠隔臨場の適用について協議を行う。

その後、現場等の適用性について、受発注者で確認後、適用の可否を判断する。

### （2）施工計画書等

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり施工（業務）計画書又は工事（業務）打合簿（以下「打合簿」という）に確認項目予定などを記載し、事前に監督職員の確認を受けなければならない。

### （3）遠隔臨場の実施

遠隔臨場を実施する場合は、事前に受発注者間で協議し、システム主催者を決定した上で、システム主催者となった者は、実施時間、実施箇所（場所）、具体的な確認項目、方法、内容等を調整しなければならない。

監督職員が必要な情報を得ることができた場合、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員が必要な情報を得られなかつたと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

#### (4) 実施記録

##### ①立会等の場合

遠隔臨場においては、実施状況の記録と保存（発注者が遠隔臨場で確認している状況画像を画面キャプチャ（パソコン等の画面表示を静止画像として保存）等で記録し、打合簿に添付して提出）を行う必要はない。

なお、受発注者の都合により自ら実施状況の記録と保存を行うことを妨げるものではない。

確認実施者が現場技術員の場合は、現場技術員が使用するPC等にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、監督職員へ提出する。

##### ②協議等の場合

受注者は、打合簿に協議等の内容を取りまとめ、使用した資料を添付し、監督職員に提出するものとする。ただし、資料等が事前に提出されており、監督職員が添付不要と判断した場合は、資料等の添付は要しない。

#### (5) 留意事項

- ① 受注者は、遠隔臨場の映像や実施記録に当該現場以外ができるだけ映り込まないように留意すること。また、公的でない建物の内部や人物等が意図せず映り込んでしまった場合は、人物等を特定できないような措置を行うこと。
- ② 監督職員は、遠隔臨場の映像や実施記録に執務室内部等の映り込みや人物が映っている場合は、執務室内部の状況や人物が特定できないよう留意すること。
- ③ 動画撮影用のカメラの使用は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れたり、カメラの保持、操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。
- ④ 受注者は、被撮影者である当該現場の作業員及び関係職員（以下「作業員等」という）に対し、撮影の目的、用途等を説明し、事前に承諾を得ること。
- ⑤ 受注者は、作業員等のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- ⑥ 協議等に利用する場合、受発注者とも情報の内容（行政情報や個人情報が含まれる場合など）に応じて開催場所を設定すること。
- ⑦ 受注者は、故意に不良個所を撮影しない等の行為は行わない。

### 5 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーション等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の了解を得るものとする。

発注者の業務等の都合で機器の準備が整わない場合は、受注者は監督職員が使用する機器も準備し遠隔臨場を行うこともできる。

## 6 費 用

遠隔臨場実施に係る費用については、建設工事の場合は技術管理費に積上げ計上する。

設計・測量・調査等業務の場合は直接経費等として積み上げ計上する。

営繕工事の場合は、共通仮設費に積み上げ計上し、営繕工事における設計業務の場合は、特別経費に積み上げ計上する。

いずれの場合も諸経費の対象としない。

なお、建設工事では、現場管理費・一般管理費非対象額の配下に、また設計・測量・調査等業務では、直接経費の諸経費非対象額の配下に計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、ワーキングソリット：5 年

ハブ、ルーター、ワード-アダプター、LAN ポート：10 年

<https://www.Keisan.nta.go.jp/r6yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

### 〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

### 〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、諸経費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。  
なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

## 7 アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

## 8 実施報告

実施件数把握のため、発注者は遠隔臨場を実施した場合、検査予定表により実施状況を取りまとめ、月ごとに技術管理課へ報告するものとする。

## 9 確認項目の適応性

汎用的な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等の機器を用いた場合の現場立会等における遠隔臨場の適応性について、参考として以下の表1に示す。

なお、適応性は、国土交通省の「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」等に

より整理したものであり、「汎用的な機器で実施可能な確認項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。また、「特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は、現在の測定機器等に加え、特殊な機器（AI等の汎用化されていない機器）もしくは現場臨場を必要とする確認項目である。

但し、現場条件により適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用を拘束するものではなく、受発注者間に協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

表1（参考）

汎用的な機器で実施可能な確認項目	上墨確認、快適トイレの確認、材料検収、空袋検収、工場検査、ボーリング検尺、配合確認など
特殊な機器等又は現場臨場が必要（映像や音声で判断できない）となる確認項目	ブルーフローリングの確認、基準高確認、延長確認、出来栄え確認、土（岩）質確認、地盤確認など

## 10 その他

本試行要領は、遠隔臨場以外の業務において、遠隔臨場用端末の積極的な活用を妨げるものではない。

### 附 則

本試行要領は、令和2年10月1日から施行する。

### 附 則

本試行要領は、令和3年9月1日から施行する。

### 附 則

本試行要領は、令和5年1月1日から施行する。

### 附 則

本試行要領は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

本試行要領は、令和8年4月1日から施行する。